

(用紙 日本工業規格 A4 縦長型)

【様式 2】

神奈川県立札掛森の家

事業計画書（提案書）

法人名	企業組合 丹沢ホーム
-----	------------

ふりがな	きぎょうくみあい たんざわホーム		
法人名	企業組合 丹沢ホーム		
所在地	〒257-0061 神奈川県 愛甲群清川村煤ヶ谷 5172	電話番号	0463-75-3272
代表者	中村 道也	FAX	[REDACTED]
設立年月日	昭和 38 年 12 月 13 日		
沿革	<p>昭和 22 年、戦災孤児等と共に札掛に入植し、「丹沢ホーム」を開設。 県行製炭および林業に従事。</p> <p>(中略) 昭和 33 年、木材運送のため貨物自動車運送業が認可される。</p> <p>同年、神奈川県農政部の指導を受け、養魚場を設置し、同時に漁業権を取得し、管理釣り場を運営。</p> <p>昭和 38 年、丹沢大山国定公園の指定に伴い、日本国立公園協会より、国民宿舎の指定を受ける。</p> <p>同年、企業組合として法人化し、現在に至る。</p>		
業務内容	<p>(1) 国民宿舎 (2) 養魚場 (3) 漁業権設定の管理釣り場 (4) 登山案内所兼売店 (5) 林産物栽培 (6) 貨物自動車運送「限定」</p>		
主な実績	<p>国民宿舎「丹沢ホーム」の運営実績</p> <p>①宿泊者数: 平成 19 年度 延べ 名、平成 20 年度 延べ 名、平成 21 年度 延べ 1893 名</p> <p>②イベント: 森の学校 平成 19 年度 3 回開催・参加 120 名、平成 20 年度 3 回開催・参加 120 名、平成 21 年度 3 回開催・参加 120 名 植樹活動 平成 19 年度 2 回開催・参加 300 名、平成 20 年度 2 回開催・参加 300 名 参加 300 名、平成 21 年度 2 回開催・参加 300 名</p> <p>県指定管理者「森の家」の運営実績</p> <p>①来館者数: 平成 19 年度 延べ 4579 名、平成 20 年度 延べ 4295 名、平成 21 年度 延べ 4352 名</p> <p>②イベント: 森林整備 平成 19 年度 24 回開催・参加 名、平成 20 年度 49 回開催・参加 名、平成 21 年度 54 回開催・参加 名 自主プログラム 平成 19 年度 13 回開催・参加 名、平成 20 年度 43 回開催・参加 名 参加 名、平成 21 年度 28 回開催・参加 名</p>		
財政状況 (過去 3 年間に ついて記入して ください)	年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	総収入(売上)	45,831,350	43,435,880
	総支出(支出)	47,908,546	48,081,029
	当期損益	△2,329,675	△5,026,985
	累積損益	△16,482,395	△21,509,380
応募に関する担当連絡先			
氏名	[REDACTED]	部署・職名	[REDACTED]

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

(1) 管理運営方針

施設の役割を理解し、特性を活かした指定管理業務を見込めるここと

(施設の管理運営方針について、施設の設置目的や役割、公の施設としての公共性、平等性を考慮して提案してください。)

札掛森の家は、本県の水源地域である東丹沢の中心に位置し、丹沢山地を代表する大山や、塔ノ岳の登山口にあります。また、周辺は、神奈川県指定の学術考証林や、神奈川県が全国に先駆けた、市民参加による県民手づくりの森など、豊かな森林に囲まれています。県民の水源である相模川上流域にあたる布川の清流に近く、立地条件を活かし、平成4年に森林の理解を深める施設として、県民参加による森林育成活動を推進する目的として設置されました。

このため、森林育成活動を通じた丹沢地域の拠点施設として、施設の管理運営方針を

水源林としての森林環境や、自然環境への理解を深める場の提供

とし、森林教育活動を実践します。

また、札掛森の家は、森林育成活動を推進するための公の施設であるため、指定管理者は県の代行者として、公平かつ平等な取り組みにより、安全で快適な施設運営を行います。

1 森林整備体験活動の研修と実践

- ・広く森林理解を深めるため、行政及び地域関係団体とも協力し、市民参加による体験活動の実施。
- ・義務教育課程における教育現場との連携による「初めての森林体験活動」などの実施。
- ・不登校児童などを対象に、森林体験活動を取り入れることで、心身の健康を取り戻すための取り組みを行う。

2 自然環境保全のための研修と実践

- ・企業やNPOと連携し、広く県民を対象とした「自然環境保全セミナー」の開催と実践。

3 利用者への普及・啓発

- ・林業生産拠点としての札掛の歴史の紹介
- ・森林の果たす役割や機能の紹介
- ・自然環境の紹介
- ・展示・パンフレットなど



(2) 委託の考え方

業務の一部において委託を予定している場合の状況(清掃・設備管理等)

(委託を行う業務内容、委託先、委託を行う理由、委託先の選定方法について記載してください)

施設等の維持管理においては、直営作業を基本とした業務執行に努めますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や特殊または、専門的技術を要する作業は、安全性、効果性、効率性の観点から外部委託を実施します。

■ 委託する業務内容

区分		委託内容	委託先	委託理由
施設設備保守管理	水道設備	定期点検	専門業者	資格を有する専門知識を必要とするため
		貯水槽清掃		
		法定水質検査		
	消防	法定点検	専門業者	法律に基づき実施
	浄化槽	定期点検	専門業者	法律に基づき実施
		法定点検		
	空調設備 (地下タンク)	法定点検	専門業者	法律に基づき実施
		定期点検	専門業者	資格を有する専門知識を必要とするため
	電気	定期点検	専門業者	資格を有する専門知識を必要とするため 法律に基づき実施
		法定点検		
	ガス	点検	専門業者	資格を有する専門知識を必要とするため
	建物	日常清掃	専門業者	作業量が多いこと、及び高所で危険を伴うため
		高所ガラス		
		ワックス掛け		
その他	寝具	リース	専門業者	リース料込で効率性が高いため
		乾燥		

2 施設の維持管理について

(1) 施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備などの維持管理業務

施設の維持管理に関する業務の取組状況

(維持管理業務の内容及び実施時期、維持管理水準の考え方、施設の損傷や毀損に関する考え方、有資格者や人員の配置状況について記載してください。また、業務の一部を委託する場合は、委託先の選定方法等についても記載してください)

「札掛森の家」の施設設備の維持管理については、原則、直営で維持管理にあたりますが、高度な技術や専門的な知識が必要な分野に関しては、専門分野の業者に委託します。

委託業者の選定にあたっては、地域との協働を旨とし、地元企業を優先的に選定します。

清潔で安心・安全な施設の管理運営

■ 維持管理業務

維持管理業務を的確に行い、利用者が安心して利用できる環境を整備するほか、建築物設備等で不具合が発生した場合には、ただちに県に報告し、県の指示に従い、修繕修理等を行います。

区分	委託内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水道設備	定期点検		点検						点検				
	貯水槽清掃				清掃								
	法定水質検査					検査							
消防	法定点検			検査						検査			
浄化槽	定期点検	点検	点検	点検	点検								
	法定検査									検査			
空調設備	定期点検												点検
(地下タンク)	法定検査												検査
ボイラー	定期点検				点検				点検				点検
電気	定期点検		点検		点検		点検		点検		点検		点検
	法定点検							点検					
ガス	点検									1回/4年			
建物	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃	日常清掃				日常清掃
	高所ガラス									清掃			
	ワックス掛け												ワックス
寝具	リース				交換								
	乾燥							乾燥					乾燥
公用車	保険・車検	保険	車検										
刈払機等工具	点検												
屋外	敷地内清掃	適宜	適宜	適宜	適宜								

使用前及び使用後の点検(毎回)

■人員配置状況（有資格者等）

職　名	人員	勤務形態	資格
館　長	1名	常勤	防火管理者(取得予定)
施設管理主任	1名	常勤	危険物取扱主任(取得予定)
森林整備主任	1名	非常勤	
会計担当	1名	非常勤	
森林整備・工作担当	2名	非常勤	赤十字救急法救急員

(2) 利用承認・事業実施に関する業務

施設の運営方針を踏まえた利用承認等の業務、特性をより効果的に活かした取組状況

(施設の運営方針を踏まえた利用承認等の業務、特性をより効果的に活かした取組状況について記載してください。また、休館日・閉館時間（※）に関する事項について提案があれば記載してください。)

※休館日・閉館時間については、条例で定めていますが、必要な場合は知事の承認を得て臨時に変更することが出来ます。利用者サービスのために提案があれば、記載してください。

当施設は、森林育成活動を目的とした公の施設であるため、利用者には、平等かつ公平な取り扱いを行う責務がありますので、利用申し込み及びその承認にあたっては、利用目的に沿った団体およびグループを主体に先着順で3ヶ月前から申し込みを受け付けます。

1、条例規則などの遵守

神奈川県立札掛森の家条例及び同施行規則を十分理解し、受付業務や利用承認、及び工具の貸出等においては、利用者に施設の目的を十分説明し、利用者の意見を尊重して公平公正で平等な利用の確保に努めます。

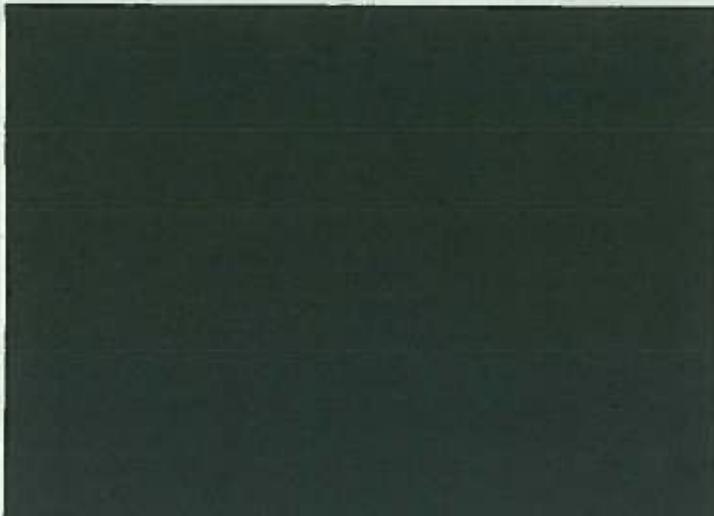
2、情報提供・広報

広く県民に当施設をアピールするため、独自のホームページやチラシ、県のたより、新聞を始めとした一
スメディアを活用し、施設の概要、年間の事業計画等イベントの案内を始め、積極的な情報発信をします。

3、利用者サービスの向上（休館日の変更）

利用者の利便性を高めるため、利用者ニーズの高い春休み期間から11月末までのシーズン中は、県と協議して、常時開館（無休）とします。

また、オフシーズンでも、年末年始は開館の方向で協議します。



3 利用者への対応について

(1) 利用促進のための取組

ア 施設の設置目的を踏まえ、より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の状況
(利用者にどのようなサービスを提供していくか、利用者サービス向上に向けた取組みを記載してください。)

(ア) 森林整備体験活動の体験と実践

① 本施設の設置目的を県民に広く理解していただくため、森林整備の様々な事業を企画立案し、参加者を公募して、東丹沢県民の森を中心に、間伐、枝打ちなど、市民参加による森林整備活動を推進します。

■ 森林ボランティア団体への活動支援

丹沢山地の森林保全活動を促進するため、丹沢で実践活動を行う森林整備ボランティア団体やグループの利便性を考え、活動支援を行います。

■ 森林ボランティアの育成

森林の豊かな自然環境と魅力のある「初めての森林ボランティア事業」を企画し、丹沢エリアでの森林整備活動を担う人材を育成します。

・「初めての森林ボランティア」年6回開催

■ 森林にふれあうきっかけづくり

札掛森の家を活用することにより、工作や森林内での森林活動を通じて、自然環境の豊かさを理解してもらうための事業を開催します。

・「札掛まるごと森体験事業」 年6回開催

■ 丹沢で先行実施するNPO団体、及び県関係機関と連携・協働した森林整備活動

指定管理者として、丹沢の自然保護活動を担うNPO法人や県と連携協働して、植樹活動や間伐、枝打ちなど森林整備活動に積極的に参加します。

■ 水源地域の環境美化活動の実践

相模川上流域における水源地域内の環境保全を図るため、広く参加者を募集し、NPO団体とも協働しながら、川原周辺や、林内清掃を実施します。

② 教育現場と連携した初めての森林活動の実施

■ 森林体験教室の開催

小学校高学年、中学生及び高校生を対象に、学校教育現場と連携して、初めての森林体験教室を開催します。

■ 地域教育活動への貢献

社会問題となっている不登校児童および生徒を対象に、豊かな自然環境の中で森林整備活動を体験させ、健全健康な心身を醸成し、社会へ参加するきっかけづくりを行います。

(イ) 自然環境保全のための研修と実践

企業やNPO団体と連携し、広く県民を対象とした「自然環境保全セミナー」等を開催します。

■ 自然環境保全活動の担い手の育成と生涯学習支援

高校、大学、専門学校等で自然環境に興味を持つ生徒や、調査、研究活動を行っている学生向けに、実際の自然環境活動を行っている講師による座学と保全活動に参加するセミナーを企画、開催とともに、余暇を利用し、ボランティア活動を考える中高年を対象にした座学、実施研修を開催します。

(ウ) 利用者への普及・啓発

施設の利用者に対し、県自然環境保全センター、ビジターセンターなどと情報交換しながら、丹沢各地域の自然情報の提供を行うほか、林業生産拠点としての札掛の歴史や、森林の果たす役割や機能等の企画展示を行ない、広く森林保全の普及啓発を図ります。

イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況

(利用者への広報、PR事業の取組みについて記載してください。)

■ 積極的な広報活動の展開

当施設を広く県民にアピールするため、独自のホームページやパンフレット、ポスター、チラシ、地域の情報誌、県のたより、新聞を始めとしたマスメディアを活用し、施設の紹介及び、年間の事業計画等イベント案内、自然情報の提供など、積極的な情報発信を行います。

ウ サービス向上のために行う利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況

(利用者のニーズや意見の把握及びサービス向上に向けての反映方法などを具体的に記載してください。)

■ 利用者ニーズの把握

施設利用者（宿泊者・活動参加者等）からは、必ず意見をいただくよう「意見箱」を設置して情報の収集を行うほか、イベント参加者からは、事業終了後アンケート用紙を配布し、満足度や改善点などの意見調査を実施、さらに、アンケート実施の他、活動の中で、参加者と会話の機会を多く持ち、施設の管理運営や活動への反映や改善に繋げていきます。

また、電話、FAX等により県民からの意見を広く聴取し、日常の管理業務の中で利用者の「要望」、「意見」、「苦情」等に分類し記録保存を行い、県に報告するとともに業務に反映します。

(2) 苦情・要望等への対応

利用者からの苦情処理やトラブルへの対応状況

(利用者からの苦情・要望等の把握及び対応方法について、記載してください。)

■ 苦情・意見・要望への対応

様々な生活様式や価値観を持った利用者が訪れる 것을前提に運営しており、施設利用に係るサービスの不満(苦情・意見・要望)に対しては、相手の尊厳を最大限尊重し、相手の意見をよく聞き、誠実に話し合いを持ち、互いの理解が得られるよう、懇切丁寧な対応を行います。

しかし、公共の場である自然の中での生活マナーは、最低限のルールとして、遵守していただきます。なお、個人情報に関しては責任を持って管理しています（個人情報の詳細は、別途掲載）。

(3) 自主事業の実施

施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況

(自主事業の内容が施設の設置目的と合い、サービスの向上につながる事業で、規模、経費面から判断して実現可能なものを記載してください。自主事業の記載については、事業の内容、料金徴収の有無（※）、必要資材や人材の調達計画、イベント等の実施計画、サービス水準の考え方等を盛り込んでください。)

※ 料金を徴収する場合は、額の設定の考え方についても記載してください。

丹沢の自然環境や森林を理解するために、以下の活動に重点的に取り組みます。

■人材調達計画

県の林業技術職員退職者及び県立ビジターセンタースタッフ、NGO会員などの協力を得ながら実施します。

■必要資材

神奈川県自然環境保全センター森林再生部及びNPO法人丹沢自然保護協会から資機材を借り、活用します。



■自主事業計画

テーマ	ねらい	対象	内容	時期
ナイトウォーク 暗闇教室	人間の持つ能力を一部でも理解するため、生活の便利さから失われた感性を研ぎ澄ます活動。まったく灯りのない森の中に、一定時間一人で自然と向き合う事で、様々な想像、様々な体験をする。	宿泊者、日帰り一般	夜 18 時以降。約 1 時間。季節によって、時間の変更あり。	通年
むしめがねウォーク	ふだん、見過ごしてしまう小さな生き物や、自然の営みに関心を持ち、自然の仕組みを学習する。	宿泊者、日帰り一般	申し込み制。開催時間：10 時～16 時の間で約 60 分	通年
親子で ものづくり	作品の形、相談・役割分担と、親子で会話を交わしながら、協力して作品を完成する。	宿泊者、日帰り一般	コースター、箱、竹笛、竹トンボ、下駄まな板など	通年
ネーチャーウォーク 自然観察	施設周辺の森や、渓流で自然観察をし、自然と人間の繋がりを学習する。	日帰り一般	申し込み不要。随時。約 60 分	通年
丹沢の自然について講演	自然環境は、見た目の豊かさだけが先行し、実像に触れる事が少ない。そこで、丹沢に精通する人達から、森林・動物・水・土などの話を聞きながら、丹沢の自然と人間の生活や関わりを学習する。	宿泊者、一般	不定期。約 60 分	通年
・森の学校	NPO 法人 丹沢自然保護協会が実施する「森の学校」の活動の一部を、森の家の自主事業とし、木工や講演など、学習指導している。	小学 4 年～中学 1 年生	申し込み制。1 泊～3 泊	8 月、12 月、3 月
小動物の巣箱づくり	ムササビやモモンガなどの巣箱掛を継続して行い、巣箱の利用率やその周辺のえさ環境を学習する。	宿泊者、日帰り一般	周辺で約 2 時間。	通年

※経費は、木工は、利用する材料により 100 円～1000 円、他の自然観察などは保険料金の実費徴収。

指導者は、森の家職員があたりますが、自然観察や講演に関しては、その内容により外部から招聘します。

4 安全管理について

(1) 日常時の安全管理

通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況

(通常時の事故防止、利用者の安全・防犯・防災等の取組みについて記載してください。特に、ボランティア等による作業時の安全対策措置等の内容と実施体制は必ず記載してください。)

当施設の利用者は、宿泊を伴うため、施設での滞留時間が長いほか、山林での育林作業や木工工作などを楽しむ方々が多く、道具の取り扱いをはじめ、自己の不注意や緊張感の解放などにより比較的怪我や事故が発生しやすい環境にあります。その原因が当施設の整備不足等であってはならないため、私たちは、全職員を事故防止点検者として常に施設安全確認を行っています。

ア. 施設全般の安全管理

(ア) 各種施設の点検

日常巡視や各種施設の目的、関係法令に基づいた定期・法定点検を確実に行い、安全確保に努めてきました。施設の状態の経年変化に合わせて点検内容、項目を随時更新していきます。

(イ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報により異常箇所を発見した場合には規模に応じて迅速な復旧を行ないます。

(ウ) 施設賠償責任保険への加入

施設内の万一の事故に備え、施設賠償責任保険に加入します。たとえば、厨房での包丁取り扱い時の事故や階段での転倒などの際に適用可能になります。

イ. 施設運営面での安全管理

施設の適切な安全管理に加え、ボランティア活動など運営面での安全管理を徹底します。

■森の家主催事業

(ア) 作業スタッフの安全確保

- ・作業用機械の操作等に関しては、専門知識を持った指導的立場の者が適切に行います。
- ・万一の事故に備え、スタッフをはじめ外部指導者は、ボランティア保険に加盟します。

(イ) 利用者に対する安全確保

- ・施設利用に関する適切な事前説明を行います。
- ・専門知識を有する機材やチェーンソーなど危険を伴う機器類は、指導者が責任を持って取り扱い、利用者には、簡易な道具類の使用にとどめます。
- ・森林活動や道具の取り扱い前には、山での危険に関する注意事項や道具の取り扱いに関する的確な情報を提供、現地での指導を徹底し安全管理に努めます。
- ・万一の事故に備え、参加者は傷害保険に加盟します。

◎森の家主催活動以外の利用者、団体については、利用前に行動計画及び活動計画書を提出いただき、要望に応じて、作業手順や手法について、助言を行いますが、万一に備えての保険は、団体側の責任で加入していただきます。

■森の家主催事業時の実施体制

例) 森林整備

活動に際し、原則、参加者5人に対し、1人の指導者またはスタッフをつけます。
(子供が対象の場合は、原則3人に1人つきます)

ウ. 防犯・防災への取組

(ア) 施設の安全

災害発生に備え、ガス、ガソリン等の適正管理を徹底するとともに、各宿泊室へ「避難経路図」の掲示を行います。

また、建物内と、その周辺の全面禁煙の実施、火気の使用場所の制限を行っています。

(イ) 防災・消防訓練の実施

当施設は宿泊施設を伴うため、火事等の災害への対応も欠かすことができません。

施設に於ける緊急時の対応や日頃の防災意識に緊張感を養うため、清川村の指導の下で防災訓練を実施しています。

(ウ) 救急訓練

一昨年設置されたAEDの利用も含め、清川村役場や、秦野市にある日本赤十字病院で開催する救急研修に職員全員を参加させました。

(エ) 災害発生に備えた施設管理

山の中の施設のため、安全に避難する場所の確保が不可能です。また、災害時における道路復旧等も他の地域に比べ、行政対応が遅れるため、台風及び荒天等が予想される場合は、利用者に対し行事及び宿泊の中止等を事前に連絡します。

万一孤立した場合に備えて、災害用資機材の備蓄等の防災対策を徹底し行います。

また、備蓄食糧は、指定管理者が確保しています。

(2)緊急時の対応

事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況、危機管理体制

(災害時の安全対策措置等の内容と実施体制について記載してください。)

事故及び地震、風水害等が発生した際は、緊急時の連絡体制に基づき、即時対応します。

ア. 事故等災害時における利用者（被害者）への対応と現場対応

(ア) 職員は災害発生の恐れがある場合、危険と予測される区域には、利用者の出入りを禁止します。

(イ) 施設の管理状況（被害状況）等は、逐次、県に報告します。

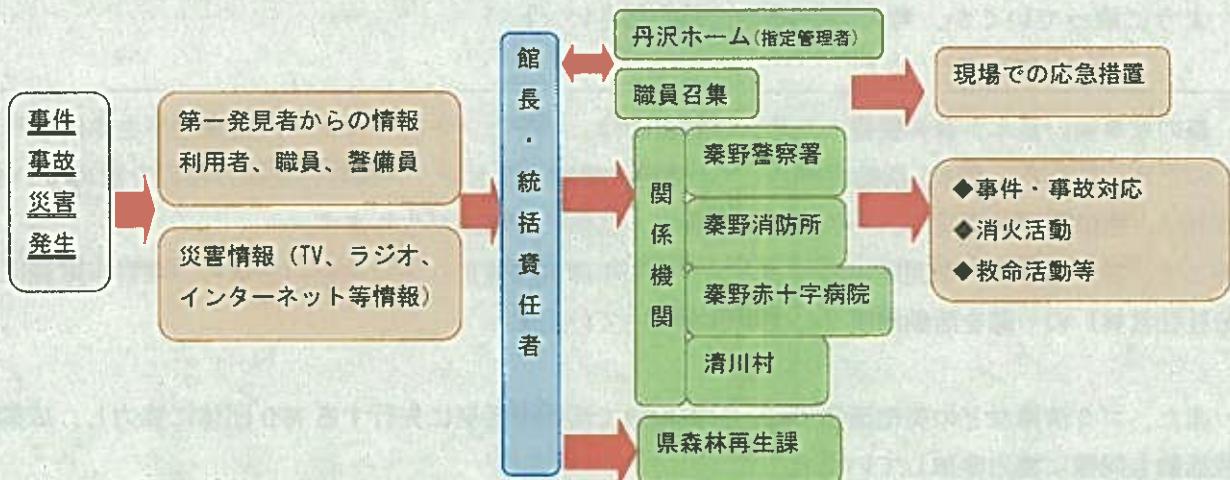
(ウ) 万が一、災害等による事故が発生した場合、被害者への対応と、現場への対応を速やかに行います。

イ. 緊急連絡体制

事故及び災害等が発生した際は、速やかに情報収集を行い緊急連絡網に基づき対応します。

必要に応じて怪我人の救護、応急手当や初期消火、緊急車両（警察、消防、救急車）の要請、二重事故防止の措置などを行い、連絡体制に従い関係機関へ連絡及び報告をいたします。

■県立札掛森の家事故発生時の連絡体制



ボランティア活動は、施設、および活動場所に捉われず、行政区画を跨いだ対応が必要になります。

また、森の家が立地する札掛地区は、谷間に位置する地域ゆえに、近年に於いても、ドクターヘリの出動は不可能です。本施設は、愛甲郡に位置し、行政区画は、清川村、および厚木市ですが、地理的には秦野市が近く、そのため、札掛地域は従前より、緊急時に於ける警察・消防は秦野市に頼っています。

地域行政区との連携はもちろんですが、緊急時に関しては、秦野市・秦野警察・秦野市消防との連携は 60 年以上に渡り、連絡を密にしています。本施設も例外でないため、施設管理者として、秦野市との連携を考えます。



5 その他

(1) 地域との連携

ボランティア団体、近隣住民等との連携・協力の状況

(指定管理の運営を行う上で、施設の特性を踏まえて地域関係団体、住民、自治体との連携をどのように取っていくか、考え方を記載してください。)

森の家事業の基本が森林整備のため、活動場所は、杉やヒノキの「人工林」施業地が主体になります。このため、周辺の県有林を活動場所として、県自然環境保全センター森林再生部に協力を求めていますが、森林は、樹齢や森林環境で、一般市民の活動に、必然的な制約が生れます。そこで、多少、距離的な問題がありますが、秦野市環境農政部などにも協力を求め、秦野市財産区（旧・公社社営林）の一部を活動場所として提供を頂いています。

また、ゴミ清掃などの美化活動では、丹沢地内で活動を活発に先行するNPO団体に協力し、広葉樹の植裁活動も同様に協力参加しています。

森林整備などの活動は、森の家職員を優先しますが、専門的知識を必要とする計画時は、あらかじめ、各ビジターセンターや、県自然環境保全センターなどに協力を頂いています。



II 管理経費の節減等

1 適切な積算

(1) 事業計画等との関係

指定管理業務を行うための経費の積算の状況

(指定管理業務を行うための経費の積算のため、「様式3 経費積算内訳（支出計画書）」の表を作成してください。)

■支 出（経費積算内訳）

(単位：千円)

区分	23年度	内 訳	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費（※1）						
人件費	8,255		8,255	8,255	8,255	8,255
小計	8,255		8,255	8,255	8,255	8,255
運営費						
賃金	590	イベントアルバイト スタッフ	590	590	590	590
旅費	0		0	0	0	0
消耗品費	300		300	300	300	300
燃料費	630	電気代、プロパンガス	630	630	630	630
修繕費	100		100	100	100	100
水道光熱費	720		720	720	720	720
印刷製本代	350	パンフレット	350	350	350	350
通信費	120	10千円×12ヶ月 電話代、切手代	120	120	120	120
保険料	240	ボランティア保険、指定 管理保険、自動車保険	240	240	240	240
役務費	1,600	洗濯代、定期・特別清掃 ※日常清掃を半分にすること で16万削減	1,600	1,600	1,600	1,600
委託料	800	各種検査点検、税務申告、 事務管理委託	800	800	800	800
使用料・賃借料	480	40千円×12ヶ月 ファクシミリ、布団リー ス料	480	480	480	480
公課費	10	自動車税	10	10	10	10
消費税	272	5,440×5%	272	272	272	272
小計	6,212		6,212	6,212	6,212	6,212
支出計	14,467		14,467	14,467	14,467	14,467

■経費積算内訳（内訳書「人件費」）

(1) 職員数内訳 (常勤職員2名、非常勤職員等(アルバイト含)4名)

(2) 給与 計 7,440千円

ア 常勤職員 小計 4,440千円

給与 単価(月額) 240千円×1人×12ヶ月=2,880千円

単価(月額) 130千円×1人×12ヶ月=1,560千円

イ 非常勤職員等(アルバイト等) 小計 3,000千円

非常勤職員等 単価(月額) 100千円×1人×12ヶ月=1,200千円

単価(月額) 50千円×3人×12ヶ月=1,800千円

(3) 法定福利費 計 815千円

ア 常勤職員 小計 662千円

イ 非常勤職員等 小計 153千円

2 節減努力

(1) 提案額

提案された指定管理料の経費節減等の度合い

(指定された指定管理料について、どの様な点で経費節減の工夫をしたか、具体的に記載して下さい。)

施設の維持管理に伴う経費に関しては、法令に関わる委託業務が多い事から、節減努力には限界があります。このため、清掃など、職員が出来る範囲は業務の中で実施する事にしました。

また、燃料に関しては、建物設計が集中冷暖房の利用になっていますが、山の中の施設である事から、冷房の中止、冬季に於ける暖房も個別に切り替えるよう指導する事にし、場所により石油ストーブを利用する事にしました。ただ、集中冷暖房から、切り替えを行った時、満足度調査などで、利用者から「サービスの低下・・」を指摘され、利用者側の化石燃料消費に対する、意識改革の必要を感じました。

職員に関しては、活動参加者が多い土曜日曜祭日などは、非常勤、あるいはアルバイトなどを動員しますが、ウイークデイやオフシーズンは、利用者の動向から、常勤職員と非常勤職員がローテーションで、常に2名体制とし、給与経費の削減を試みました。

III 団体の業務遂行能力

1 人的な能力について

(1) 執行体制

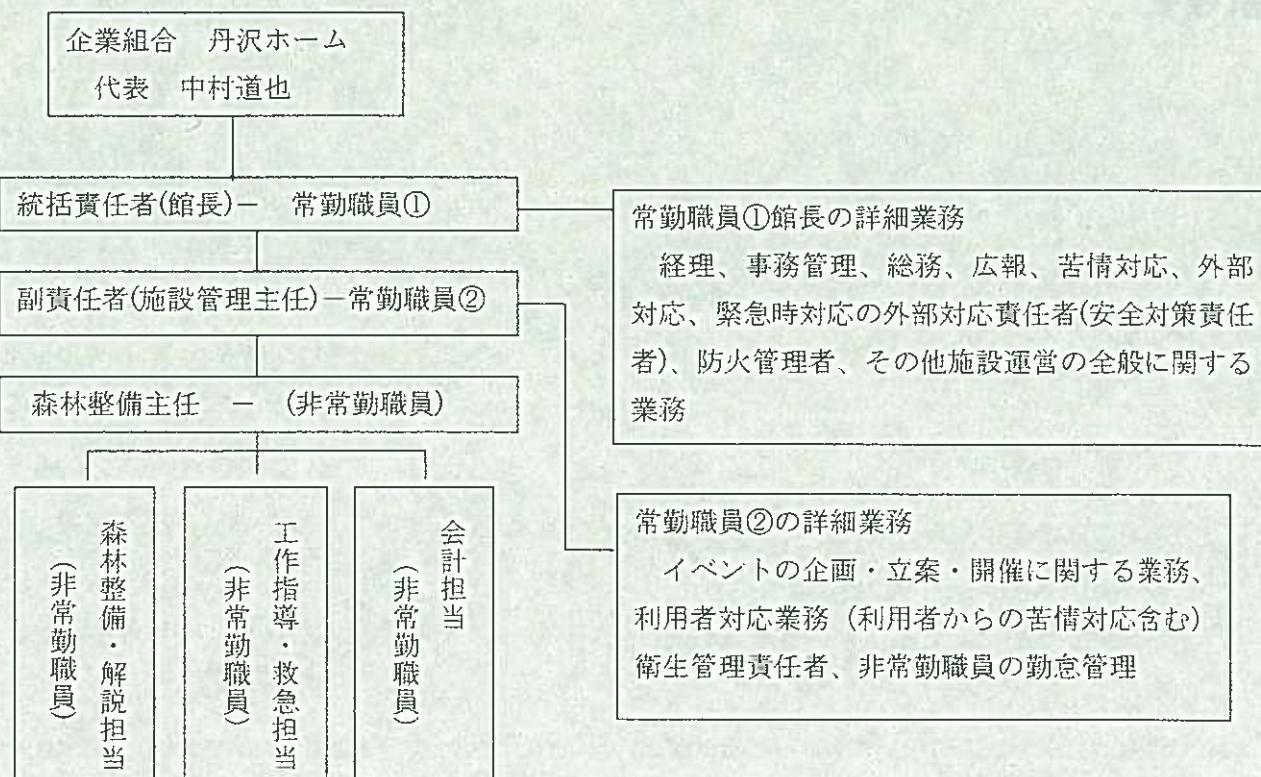
指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

(指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置等の状況、責任分担、業務の一部を委託する場合の管理、指導体制状況など、運営組織の構成を考え方について記載してください。その際、組織図(※)を示して記載してください。)

※組織図に記載された職員全てについて、次の事項を記載してください。特に、森林・林業の専門知識を有している者の配置については、必ず記載してください。

- a 就業条件(勤務時間、休日設定等)
- b 職務分担及び職務内容
- c 雇用関係(常勤・非常勤・アルバイト等)
- d 経歴、業務内容や専門知識、技術の有無
- e 雇用予定者が未定の場合、採用の考え方

森の家スタッフは、安全な活動と専門的解説が求められるため、県職員の森林技術退職者やNPO、農学及び環境系の大学の協力を得ながら、意欲ある若者などの人材を求める。



(2)人材育成等

指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用等の状況

(指定期間を通じて安定して、指定管理業務を行うための人材育成、職員採用、研修内容、研修計画について記載してください。)

専門的知識を有する外部講師や技術員を招聘し、オフシーズンや、利用者の多いシーズン前に研修等を実施し、常に新しい情報や、活動に於ける安全確保等に努めます。

研修内容は、都市圏に位置する丹沢の自然環境と都市生活の関わりを基本に、動植物を始めとする自然環境と人間社会との繋がりなどを学習します。また、県民の水源である森林の役割、整備の考え方や手法についても学習し、併せて意識の向上を図ります。

職員採用では、施設利用者の活動が、森林整備を基本にするため、県技術職員退職者などに協力を求め、自然解説に関しては、専門学校卒業者を対象に採用しています。

いずれにしても、人件費が抑制されるため、職員採用は、若者や退職者に限定せざるを得ず、将来を考えた時、指定管理制度の見直しが必要と感じています。

(3)委託業務のチェック体制

業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

(委託した業務が適正に行われているかを確認する方法について記載してください。)

委託業務に関しては、点検や整備など事前に日程調整の上、施設管理責任者である館長が、業務終了まで、常に立会います。

2 財政的な能力

(1) 財務状況

ア 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての法人の経営規模の状況

(過去3か年の事業報告書及び決算諸表等から法人の経営規模の状況について記載してください。)

国民宿舎宿泊者数 21年度（1893人）

養魚場 ヤマメ・イワナ生産量 21年度（約4000キロ）

管理釣場入漁者数 21年度（2133人）同利用者総数（5005人）

ヤビツ峠登山案内書および売店利用者数 実数不可

限定貨物・郵便配達（一日一回）

ここ数年、不況の影響から、収入は伸び悩んでいます。近年実施された高速道路の千円乗り放題などは、その傾向に拍車をかけています。しかし、その中でも、単純に利益や集客だけを見込むような施策に頼ることはせずに、業務の効率化や、地道な経費削減などにより経営規模の維持に努めています。

当組合は、豊かな自然環境の中に位置するため、「自然環境の維持」が経営の基盤であり、さらに、その中心事業である国民宿舎は、「公共の利益を優先する」という理念に基づき創設された制度であります。一組合の利益を優先させることなく、公共の利益に資する活動や情報発信を行いながら、健全な経営を行うことが、社会に対する使命と考え、努力しています。

イ 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての法人の事業の継続性・安定性・信頼性の度合い

(過去3か年の事業報告書及び決算諸表等から法人の事業の継続性・安定性・信頼性について記載してください。)

(1) の財務状況で述べたように、同種業界全体が不況の中にあって、当組合も厳しい状況にあります。

しかし、これまでの実績と、私達の考え方や事業に対して、理解してくださる企業や個人に恵まれ、新たな取り組みにも期待されています。

当組合の丹沢での60余年の歴史は、清川村・秦野市・神奈川県の協力と協調で育まれたものと考えています。

詳細は、4の類似業務の管理実績で述べますが、今後も家族経営のような企業の利点を活かし、地域と連携しながら、社会貢献の一助を更に進める事が使命であり、各行政機関や当組合関係諸機関の理解を得ていると自負しています。

3 法令等を厳守する能力

(1) 諸規定の整備

- ア 指定管理業務を実施するために必要な法人の諸規定の整備の状況
(法人の諸規定の整備の状況を具体的に記載してください。)

指定管理業務を実施するために、地方自治法はじめ、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令や県の条例、規則等を遵守するとともに、消防法に基づく施設点検等を徹底します。

なお、法人として、「就業規則」、「個人情報保護に関する基本方針」を整備しています。

*添付資料参照

イ 法令厳守の徹底に向けた取り組みの状況

- (法人の法令厳守を徹底させるための研修計画などについて記載してください。)

緊急時の対応として、防災訓練と応急手当を年2回、救急法救急員の研修を年1回実施しています。

(2) 個人情報保護の考え方

- 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取り扱いの状況
(個人情報保護についての取り組みを記載してください。)

イベント等の参加者名簿などは厳重に管理します。開催までは金庫に保管し、開催後、速やかに記憶媒体と印刷物を削除します。

*添付資料参照

(3) その他

指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

- (指定管理業務を行う際の環境への配慮について、具体的に記載してください。)

(1) 温暖化防止に向けた取り組み

- 利用者の少ないときには、暖房設備及び照明等の節約をこまめに行います。

(2) 廃棄物の削減に向けた取り組み

- 利用者のゴミは、原則、持ち帰りをお願いし、ゴミを出さないように指導します。
- 美化清掃などで収集したゴミは、清川村クリーンセンターに回収してもらいます。

(3) 薬剤未使用の徹底

- 中性洗剤等の使用は禁止します。
- 落ち葉かき、草刈などをこまめに行い、除草剤などは、いっさい使用しません。

4 その他（類似の業務を行う施設等での管理実績の状況）

（1）これまでの実績

指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

（指定管理施設の特性をいかせるような類似施設での実績について、実績がある場合には、概要を記載してください。詳細については、募集要項5 申請のための書類（1）申請書類 ウ 類似施設の運営実績を記載した書類①～④を参照の上、別途ご提出下さい。）

指定管理施設と類似する施設として、当企業の中で「国民宿舎」を挙げますが、その他、養魚場やキノコ栽培など、指定管理施設事業に関わるものが、ほとんどになります。

当企業組合は、昭和22年に、先代が戦災孤児を連れて入植した事に始り、その後、山小屋経営の許可を得ました。行政の福祉施策が安定してからも、県内の児童相談所などから子供達を受け入れ、昭和38年に国民宿舎の許可を得てからも、子供達の受け入れを続けました。

昭和35年に、丹沢を守る自然保護団体を発足させ、昭和47年に、子供達の成長には豊かな環境が必要と言う理念の元、自然保護団体の活動の中に、「森の学校」を設立しました。

家業から会社組織に変わっても、会社経営＝ライフワークの考えは変わりません。

そのような意味では、指定管理施設になった「森の家」は、これまで継続してきた様々な活動を、より充実させ、幅を広げる格好の制度と考えます。

定められた事業やイベントだけに終始する事なく、この制度を活用し、社会に貢献する取り組みを展開させたいと考えます。

前述が長くなりましたが、以下、類似施設による主な事業実績で、現在は指定管理施設「森の家」で協働・協力、あるいは参加事業に組み入れています。

- ・ 緑の回廊事業 広葉樹の植栽（後、神奈川県などと実行委員会形式に発展）
- ・ 人工林の間伐、枝打ち事業 （後、神奈川県などと実行委員会形式に発展）
- ・ 丹沢ゴミ持ち帰り運動 （後、神奈川県クリーンピア21に発展）
- ・ 樹木ネット巻き事業 （後、神奈川県などと実行委員会形式に発展）
- ・ 丹沢フォーラム （後、県自然環境保全センターなどと協働開催）
- ・ 森の学校

なお、これまで当施設で受け入れ、昼間の活動に限り森の家事業に参加していた不登校児童や生徒を、複数の大学や団体、研究者等の協力の下、森の学校との協働、また、森の家の独自事業として充実、発展させたいと考えています。

